

みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 未利用間伐材等の木質バイオマスを活用し、化石燃料消費等によるCO2の排出抑制を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、県内でいままで利用されてこなかった伐根等未利用間伐材等の木質バイオマスを活用する地域協議会、民間事業者等に対し、予算の範囲内においてみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下補助事業）は別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率及び補助限度額は別表3のとおりとする。
- 4 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第1-1号）
- (3) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
- (4) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの。）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (6) その他知事が必要と定める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げるものに該当するときは、この限りでない。
 - イ 補助事業の内容の変更にあつて、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更
 - ロ 補助対象経費の総額の30%以内の減少
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - (4) 県が実施する他の補助事業又は市町村が実施するみやぎ環境交付金を活用した補助事業と併用しないこと。
 - (5) その他知事が必要と認める事項。
- 2 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者

（事業着手報告）

第5 事業主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、様式第4号による事業着手報告書を知事あてに提出するものとする。

（実績報告）

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号による。

- 2 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書（様式第5-1号）
 - (3) 事業費や事業内容がわかる書類（伝票、発電利用に供する木質バイオマスの証明書（発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）に基づく証明書。）の写し等）
 - (4) 事業実施状況がわかる写真
 - (5) その他知事が必要と定める書類

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、補助事業者は様式第6号により、知事に請求するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により事業実施年度の翌年度の6月15日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第9 この要綱により提出する書類は2部とし、地域を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 木質バイオマス広域利用モデル形成事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1 (補助事業の要件)

事業種目	内容
みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援	<p>県内の森林由来の未利用間伐材等の利用促進・地産地消を推進するため、地域における素材生産者、木質バイオマス利用施設を管理・運営する者による効率的な燃料調達の実証や関係者の合意形成等の木質バイオマス利活用に向けた取組であること。</p> <p>ただし、事業年度の前年度に本事業を実施している場合は、事業年度の事業は会議等を除き、前年度と異なる取組を実施するものとする。</p>
木質バイオマス供給システム支援	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこととし、伐根等未利用間伐材等の集材に努めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象とする未利用間伐材等については、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(林野庁)」における区分のうち「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス(製材等残材を除く森林由来のものに限る)」に該当するもの。 2 木質バイオマスの安定取引協定等に基づき、県内の森林由来の未利用間伐材等を木質バイオマス利用施設(発電・熱利用施設等)に供給する者又は供給されることが確実な者。

別表2（補助事業者の要件）

事業種目	内容
共通	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するものでないこと。 2 本要綱施行時から第4の交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。 3 宮城県の県税を滞納していないこと。 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。 5 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者でないこと。
みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援	<p>県内に所在する下記1～3を含む複数の法人等からなる団体等（規約等の定めがある者に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林経営管理法第36条の民間事業者又は宮城県育成経営体等 2 木質バイオマス燃料を加工する法人等 3 木質バイオマス利用施設を所有する法人並びに所有することを検討する法人等
木質バイオマス供給システム支援	<p>県内に所在する森林経営管理法第36条の民間事業者又は宮城県育成経営体等であって、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づき、各由来証明を発行できる者。</p> <p>ただし、令和5年度以降、事業年度の前年度に本事業を実施している者は、事業年度の翌年度以降は補助事業者に該当しないものとする。</p>

別表3 (補助率等)

事業種目及び事業内容		補助対象経費	補助率等
みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援 木質バイオマスの地産地消並びに利用促進のための調査研究、研修会等の各種会議並びに現地検討等		左記事業の実施に係る以下の経費 ただし、食糧費、事務所の賃借料など経常的運営に要する経費並びに設備設置等に対する経費は、補助対象経費とならないものとする。 [賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費]	1/2 以内 (上限：2,000 千円以内)
木質バイオマス供給システム支援	①：針葉樹供給システム支援	県産の未利用間伐材等を山土場等で搬出・造材・仕分け・積み込み等し、木質バイオマス利用施設（発電・熱利用施設等）へ効率的に供給するために要する経費	①：1/2 以内 (上限：2,000 円/m ³ 以内)
	②：広葉樹供給システム支援		②：1/2 以内 (上限：3,000 円/m ³ 以内)

補助対象経費

区 分	内 容
賃 金	事業を推進するために必要な賃金とする。
謝 金	事業を推進するために開催する会議等に出席する講師等への謝金とする。
旅 費	事業を推進するために必要な旅費とする。
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等とする。
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料等とする。
委託料	資料作成、調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（汎用性のあるものを除く）とする。
原材料費	研修会等に必要な原材料費とする。

様式第 1 号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金交付申請書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年度において、みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙「実施計画書」及び様式第 1 - 1 号のとおり
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 補助金の口座振替名義及び番号

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

- 4 添付書類
 - (1) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
 - (2) 宮城県の県税納税証明書
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書
 - (4) その他知事が必要と認める書類

様式第1-1号

収 支 (変 更) 予 算 書

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
自主財源		
そ の 他		
計		

2 支出の部

単位：円

区 分	事業費（予算額）	経 費 積 算 の 基 礎
計		
消費税及び地方消費税額		
合 計		

様式第 2 号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の配分
別紙「実施計画書」及び様式第 1 - 1 号のとおり

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類
変更箇所を朱書した補助金交付申請書の添付書類

様式第3号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

様式第4号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

- 1 着手年月日 年 月 日
- 2 完成予定年月日 年 月 日
- 3 補助金額 金 円

様式第 5 号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分
別紙「事業実績書」及び様式第 5 - 1 号のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日

3 補助金の口座振替名義及び番号

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

- 4 添付書類
 - (1) 事業費や事業内容がわかる書類（伝票、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の写し等）
 - (2) 事業実施状況がわかる写真

様式第6号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業概算払請求書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 概算払請求の内容

事業種目	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

様式第7号

年度みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金に係る消費税
及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業について、みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり報告します。

	記		
1 補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)		金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額		金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額		金	円
4 補助金返還相当額		金	円

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報をご提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。